

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 1月の主な成立法令一覧
3. 1月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成16年4月23日判タ1152号147頁 平成14年（受）第248号
管理費等請求事件（原判決変更・自判）

→法務速報37号4番にて紹介済（最高裁HP）

>

(2) 最三判平成16年4月27日判タ1152号128頁 平成13年（受）第1759号
損害賠償・民訴法260条2項による仮執行の原状回復請求事件

＜筑豊じん肺訴訟上告審判決・日鉄鉱業関係＞（上告棄却）

→法務速報37号5番（最高裁HP）、41号4番（判例時報）にて紹介済

>

>

(3) 最三判平成16年4月27日判タ1152号120頁 平成13年（受）第1760号
損害賠償・民訴法260条2項による仮執行の原状回復請求事件

＜筑豊じん肺訴訟上告審判決・国家賠償関係＞（原判決破棄・自判）

→法務速報37号6番（最高裁HP）、41号5番（判例時報）にて紹介済

>

>

(4) 最一判平成16年7月15日判時1870号15頁 平成15（受）1793号 謝
罪広告等請求事件 破棄自判

→法務速報39号18番で紹介済

>

(5) 最二判平成16年12月24日 最高HP 平成14年（受）第1355号 損害賠
償請求事件（破棄差戻し）

交通事故の被害者は、後遺障害につき、症状固定の診断を受けた時には、後遺障害の存在を現実認識し、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害の発生を知ったものというべきであるから、後遺障害に基づく損害賠償請求権の消滅時効は遅くとも症状固定の診断を受けた時から進行し、自算会による等級認定の結果が非該当であり、異議申立てによって等級認定がされたという事情は影響しないとして消滅時効の抗弁を認め、消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとの再抗弁について審理を尽くさせるため、原審に差し戻した事例。

(6) 福岡高判那覇支平成14年12月5日判タ1152号233頁 平成14年（ネ）
第59号損害賠償請求控訴事件＜暴力団抗争警察官誤認射殺事件＞（原判決取消・一部認容・一部棄却）

→法務速報27号29番にて紹介済（判例時報）

>

(7) 福岡高判平成15年7月15日判タ1156号197頁 平成14年（ネ）第474号
損害賠償請求控訴事件＜事件＞（原判決破棄、一部請求認容）

1 国道交差点に設置された集水ますのグレーチング蓋がボルト等で本件集水ますに固定されていなかったことは、国家賠償法2条1項にいう公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったものである。

2 本件グレーチング蓋が、豪雨の際、その水圧によって外れて浮き上がっている異常事態に遭遇した中学生Aが、本件グレーチング蓋を足で押し下りして、突発的に本件集水ますの開口部に吸い込まれ、溺水により窒息死したという本件では、Aの過失割合を75%とするのが相当である（1, 245万円認容）。

(8) 東京高判平成15年7月31日 金法1726号59頁 平成15年（ネ）第145号
留置権存在確認請求控訴事件

→法務速報30号10番にて紹介済

(9) 名古屋高判平成16年5月12日判時1870号29頁 平成15年（ネ）275号
損害賠償請求控訴事件 取消・請求棄却 上告

→法務速報40号4番で紹介済

>

(10) 福岡高判平成16年9月7日判時1870号39頁 平成16年（ネ）16号 地
位確認等請求控訴事件 取消・請求棄却 上告

入会権を有する女子孫が、入会権者により組織された部落民会に対し、会員資格を原則として男子孫に限るとした会則は男女平等の原則に反し無効であるとし

て、会員の地位確認等の請求を求めたケースの控訴審判決。

本判決は本件会則を無効であるとした第一審判決を取り消した。
本判決は、入会権は過去の長年にわたって形成された各地方の慣習に根ざす権利であるからその慣習がその内容を徐々に変化させつつも現時点で存続していると認められる以上、その慣習を最大限に尊重すべきであって、慣習に必要性ないし合理性がないということのみから直ちに当該慣習が公序良俗に反し無効となるものではないとした上で、入会権が権利者の後継者に承継されてきたという歴史的沿革、現代でも次男や女子が後継者となることは比較的稀であること、他の入会団体の中にも同様の取扱をしているところが少なくないこと、不平等については、遺産分割協議等において調整を図ることが可能であること等を考慮して、本件会則は公序良俗に違反しないと判示した。

(11) 名古屋高判平成16年11月24日 高裁HP 平成15年(ネ)第359号
損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

1. 「1審被告車は、時速70_qを超える速度で本件県道北進車線を北進し、大きく西にカーブしている本件事故現場の三叉路交差点(本件交差点)を直進通過する際に、本件県道の二重になっている中央線の間の部分内に侵入し、本件県道南進車線を南進してきて本件交差点を右折、西進しようとして本件交差点中央の中央線内において、一旦停止して1審被告車の通過を待っていた1審原告バイクに、衝突直前に気付いてあわてて急ブレーキを踏みハンドルを左転把したものの、制動が発効する間もなく、1審被告車の前部中央付近が本件バイクの前部に衝突した」との交通事故について、死亡した1審原告に55%の過失を認めた事案。

(12) 名古屋高判平成16年11月26日 高裁HP 平成15年(ネ)第956号
謝罪広告等請求控訴事件(控訴棄却)

1 政治団体の県支部代表(当時)が新聞記事によって名誉を毀損されたとして新聞社に求めた慰謝料の支払いと謝罪広告掲載の請求を棄却した原判決が維持された事例である。

2 判決は何れも、上記代表の名誉が毀損されたことは肯定したが、真実性の証明をはじめとする各違法性阻却要件の具備を認定した。

(13) 東京地判平成15年4月22日判タ1155号257頁 平成10年(ワ)第10933号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴、後和解)

陰茎(男性器)について「長茎術」と「亀頭・陰茎増大術」の美容形成手術を同時に受けた後、著しい癍痕に悩み、勃起不全や不眠などを訴えて、約8カ月後に自殺した男性について、手術ミスを否定し、医師にこれらの手術によって通常起こりうる陰茎のリンパ浮腫や癍痕等のマイナス面についての説明義務違反を認め、自殺との相当因果関係は否定され、慰謝料として800万円の賠償請求のみが認められた事例。

(14) 東京地判平成15年9月30日判タ1155号291頁 平成14年(ワ)第15154号 不当利得返還請求事件(認容・控訴、平成16年9月3日現在係属中)

→法務速報42号13番にて紹介済み
↓

(15) 東京地判平成16年1月22日判タ1155号131頁 平成13年(ワ)第22501号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

未決勾留中の被告人が脳梗塞を発症して重大な後遺障害が生じたことについて、血栓溶解療法が行われていればそれ程の後遺障害が生じなかった可能性があり、東京拘置所において当該療法を行うことができない以上、これを行うことができる医療施設に転医させるべきことは当然であったとして、国の転医義務違反が認められた事例。

(16) 東京地判平成16年1月28日判時1870号50頁 平成14年(ワ)13827号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却 控訴

旅行業者が主催した旅行が、米国同時多発テロの発生の4日後に開始され、その後旅行先の一部であるトルクメニスタン共和国内に海外危険情報が発出されたため、旅行が途中で中止されたケースにおいて、旅行業者に旅行参加者に対する取消料なしの解除を認める契約条項についての説明義務があるとし、その違反によって旅行参加者が取消料なしの解除をすることがどうかを判断する機会を奪われたとして、1人当たり5万円の慰謝料を認めた事例。

(17) 東京地判平成16年7月13日判時1873号137頁 平成15年(ワ)24336号 損害賠償請求事件 棄却 確定

「ポイント制」(予め消費有効期限等のあるポイント等を購入させ、受講によってポイントを消化させる等の制度)を採用する語学教室からポイントを購入した受講生が契約を中途解約した場合に、解約精算金額の算定に当たり、実際にサービスが提供されていないポイントの有効期限の経過等を理由に消化済みのものとみなして計算することの可否が争点となったケース。

本判決は、役務受領者にとって中途解約に関する精算条件は重大な関心事であること、ポイントには消費有効期限があることなどの中途解約に伴う精算条件について口頭で説明することは少ないこと等の事情を指摘し、このような実態は特定商取引に関する法律の趣旨に沿わず、同法49条2項の中途解約の場合の損害賠償等の上限に関する規定の趣旨やポイントの勧誘に係る事情等からすると、実際にサービスが提供されていないポイントの有効期限の経過等を理由に消化済みのものとみなして計算することは許されないと判示した。なお、本件は被告から弁済供託が行われたため棄却となった。

【商法】

(18) 最三決平成16年8月30日判時1872号28頁 金法1227号78頁 平成16年(許)第19号 情報提供又は協議禁止仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(UFJ信託銀行経営統合交渉差止仮処分申立事件)上告審決定
→法務速報41号25番で紹介済み。
>

(19) 名古屋高判平成15年10月28日判タ1152号262頁 平成15年(ネ)第169号保険金請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)
保険者に対して火災保険金の支払いを請求する者は、発生した火災が偶発的な災害であることについて、主張・立証すべき責任を負う。

(20) 広島高判平成16年9月28日 高裁HP 平成16年(ネ)第84号 損害賠償請求控訴事件(請求棄却の原判決変更、一部認容)
家具販売を主たる営業目的とする株式会社が玩具販売店をテナントとして出店するに際し、同社の取締役であり玩具専門販売会社を経営する実弟が自らは出店を断念し、従来の主力取引銀行からも当該玩具販売店出店のための融資を断られたにもかかわらず、市場調査など必要と思われる基本的調査や資料収集をせず、また取締役会で十分な検討をしないまま漫然と出店を決定した代表取締役には、裁量権の逸脱並びに取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められるから、当該玩具販売店が短期に閉店せざるを得なくなった結果、会社に与えた損害につき賠償責任を負う(株主代表訴訟)。

【知的財産】
(21) 最二判平成16年2月13日判タ1156号101頁 平成13年(受)第866号製作販売差止等請求事件<競走馬パブリシティ権事件>(原判決一部取消、請求棄却)
→法務速報42号22番(判例時報)にて紹介済
>

(22) 東京高判平成16年2月27日判時1870号84頁 平成15年(ネ)1223号 特許権侵害差止請求控訴事件 取消・認容 上告
専用実施権を設定した特許権者が差止請求権を有するか争われたケースにおいて、本判決は、特許法100条が特許権者または専用実施権者に差止請求を認めていること、専用実施権を設定した特許権者にも差止請求権の行使を認めないとすると不都合な事態も生じうること(実施料を専用実施権者の売上を基準としている場合、特許権者が専用実施権設定契約により侵害行為を廃除すべき義務を負っている場合等)から、このような特許権者についても差止請求権の行使を認めた。

(23) 名古屋高判平成16年3月4日判時1870号123頁 平成15年(ネ)233号 著作権侵害差止等請求控訴事件 一部変更 上告受理申立て(不受理)
社交ダンス教室において、CD等に録音された音楽著作物を無許諾で再生演奏する行為について、著作権法22条にいう公の演奏に当たるとして、使用差止を命じた上、本件訴訟提起前3年間だけでなく、それに先立つ7年分の不当利得返還請求請求についても、昭和52年8月に実施した侵害実態調査等の事実関係を背景事情として勘案し、経験則を働かせて認容した事例。

(24) 東京高判平成16年4月27日判時1872号95頁 平成15年(ネ)第4867号 「窒素磁石」に係る発明の対価請求控訴事件
1 職務発明の承継の相当な対価につき、職務発明規定で「将来実施料収入を得たときなどにその実績を見てその都度適正な対価を支払う」旨の定めがある場合には、その定めるところにより、実施料収入等の実績に基づいて各支払時期毎に算定するのが相当である。
2 相当な対価につき、「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」は、使用者等が既に受領した実施料をもとにした額であると解すべきで、他方、使用者等の貢献についても、「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」のみならず、使用者等が利益を受けたことに貢献した事情、職務発明に伴い従業員発明者が受けた人事上の特別の処遇、その他当該職務発明に関連する一切の事情を、いわば、「使用者等が受けるべき利益の額」を得るのに「使用者等が貢献した程度」として、考慮して算定すべきである、とし、原審の判断を基本的に維持した上で、原審終結後に追加的に判明した実施料収入についてもその約1割が実績報奨金となるとされた事例。
原判決は法務速報29号24番で紹介された東京地裁平成15年8月29日判決。

(25) 東京高(和解) 平成17年1月11日 東京高裁HP 平成16年(ネ)第962号、同第2177号特許権持分確認等請求控訴、同附帯控訴事件(青色発光ダイオード訴訟)
本件は、被控訴人が、控訴人に在職中に、多数の有力な特許発明(蛍光体と青色LEDの組合せによる発光ダイオードその他に関する発明)をし、控訴人は、これらの職務発明に関する特許を受ける権利等を譲り受けて多数の特許等を取得しているが、そのうちの一つである(特許番号2628404号「窒素化合物半導体結晶膜の成長方法」)に関する特許法35条に基づく相当の対価の請求をした事案である。東京高等裁判所は、「和解についての当裁判所の考え方」を以下の通り公表した。
一 特許法35条の「相当の対価」は、従業者等の発明へのインセンティブとなるのに十分なものであるべきであると同時に、企業等が厳しい経済情勢及び国際的な競争の中で、発展していくことを可能とするものであるべきであり、企業の共同事業者が好況時に受ける利益の額とは性質の異なるものである。
二 「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」については、特許法3

5条の立法趣旨、相当の対価が1億円を超えた2例の裁判例（[1]東京高裁日立製作所事件判決（法務速報34号10番 [2]東京地裁味の素事件判決）、及び、本件が極めて高額の相当の対価になるとの事情を斟酌して、95%を相当とした。

三 以上の裁判所の考えに基づき、控訴人が、被控訴人に対し、特許を受ける権利（日本国特許及び実用新案登録を受ける権利並びにこれらに対応する外国特許を受ける権利を含む。）の承継の相当の対価として金6億0857万円及び遅延損害金2億3534万円を支払うとの和解が成立した。

(26) 大阪地判平成16年12月27日 裁判所HP 平成14(ワ)1919等 著作権 民事訴訟事件

被告らの侵害行為は、丸ごとの複製という悪質な態様のものであるから、「侵害抑止のサンクション」という観点から、著作権法114条2項を選択的に適用し、制裁的に侵害者の利益を吐き出させるべきである。ここで、現行の同条1項は、権利者の損害額の立証負担の軽減を意図して設けられたものであるところ、このような1項の新設後、2項のみが、旧態依然として、権利者が侵害行為の当時著作物の使用品を販売していなければ、権利者の販売の減少と侵害行為との間に因果関係がないとして適用を否定されるべき理由はない。すなわち、権利者が著作物の使用品を販売する予定があったが、侵害行為により販売できなくなった場合や、将来販売する予定があるなどの場合も、著作権法114条2項を適用すべきである。

【民事手続】

(27) 最二決平成16年2月20日判タ1156号122頁 平成15年（許）第48号
文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
（原決定破棄、原々決定に対する抗告棄却）

→法務速報35号27番（最高裁HP）にて紹介済

>

(28) 最二判平成16年7月16日判時1872号64頁 平成13年（受）第1797号 否認権行使請求事件

→法務速報41号26番事件とほぼ同旨の判決で、法務速報41号26番事件に先立ち言い渡されている。

(29) 最三判平成16年9月14日判時1872号64頁 平成15年（受）第339号 否認権行使請求事件

→法務速報41号26番で紹介済み。

>

(30) 最二判平成16年12月24日 最高HP 平成14年（受）第1244号 総会決議不存在確認請求事件（破棄差戻し）

1 確認の利益は、判決をもって法律関係等の存否を確定することが、その法律関係等に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位ないし利益が害される危険を除去するために必要、適切である場合に認められ、法人の意思決定機関である会議体の決議は、法人における諸般の法律関係の基礎となるものであるから、その決議の存否に関して疑義があり、これが前提となって、決議から派生した法律上の紛争が現に存在するときに、決議の存否を判決をもって確定することが、紛争の解決のために必要、適切な手段である場合があり得る（最高裁昭和44年（オ）第719号同47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁参照）。

2 社団たる医療法人の社員は、社員総会における(1)社員入社承認決議に関しては、その存否によって議決権の割合が変動すること、(2)理事選任決議に関しては、理事が適正に選任されることについて法律上の利益を有すること、(3)定款変更決議に関しては診療所の開設、運営が法令及び定款に従い適正に行われることについて法律上の利益を有することから、いずれも訴えの利益が認められるとした事例。

(31) 最二判平成17年1月17日 最高HP 平成13年（受）第704号 破産債権確定、解約返戻金請求事件（一部棄却、一部破棄自判）

旧破産法（平成16年法律第75号による廃止前のもの。以下「法」という。）99条後段が、破産債権者の債務が破産宣告の時に期限付又は停止条件付である場合、破産債権者が相殺をすることは妨げられないと規定した趣旨は、破産債権者が上記債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権とする相殺の担保的機能に対して有する期待を保護しようとする点にあり、相殺権の行使に何らの限定も加えられていないこと、破産手続においては、破産債権者による相殺権の行使時期について制限が設けられていないことから、破産債権者は、その債務が破産宣告の時に期限付である場合には、特段の事情のない限り、期限の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後にその期限が到来したときにも、法99条後段の規定により、その債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権として相殺をすることができ、その債務が破産宣告の時に停止条件付である場合には、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、同様に相殺をすることができる。

(32) 大阪高決平成15年12月16日判タ1152号287頁 平成15年（ラ）第1142号再審請求棄却決定に対する抗告事件（原判決破棄・再審開始）

（相手方Aが相手方有限会社B社を被告として、B社の社員総会決議が存在しないことの確認を求める訴訟を提起したところ、B社の欠席により、同社員総会決議不存在の確認判決が出されたとの事案において、同社員総会決議において出資者とされた抗告人Cが再審の訴えを提起した事件）

抗告人は、終局判決の既判力によって自己の権利を制限しようとする本案判決

が提起されたのに、これに関与して訴訟行為を行う機会を奪われたのであって、この事態は、訴訟当事者が代理人によって適法に代理されなかった場合と同じであるから、本案判決には民事訴訟法338条1項3号に準じる再審事由がある。

(33) 東京高決平成16年2月3日判タ1152号283頁 平成15年(ラ)第2196号移送決定に対する抗告事件(抗告棄却)

自動車リース契約における管轄合意条項が、原告リース会社において訴訟を提起する裁判所を一方的に任意に選択しうる恣意的規定であるとして、リース契約締結・履行・リース物件所在場所を管轄する岡山地方裁判所倉崎支部に、民事訴訟法16条1項に基づき移送決定した原審を支持した事例。

(34) 広島高岡山支決平成16年4月6日判時1874号69頁 平成16年(ラ)第5号、文書提出命令却下決定に対する即時抗告事件

1 民事訴訟法220条4号は一般的文書提出義務を課す一方、その除外事由として同条4号イないしホの各規定をおいている。

2 本件各文書が同条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」当たるかであるが、確かに、国が運営する医療機関による医療行為は、純然たる私経済作用であって、国家賠償法1条にいう「公権力の行使」に当たらないというべきである。しかし、本件各文書は、本件医療事故について、行政庁内部において、相互に自由かつ率直な意見交換を行うことにより、将来の医事紛争が予想される患者らとの交渉ないし訴訟遂行に向けての対応方針を検討することを目的として作成されたものであって、非公知の事項に関するものであり、かつ、紛争当事者としての国の円滑な交渉ないし訴訟遂行の適正を確保するために実質的にも秘密として保護するに値する事項に関するものであるから、非権力作用に関する職務上の事項であるがゆえに「公務員の職務上の秘密」に当たらないとするのは相当でない。

3 本件各文書は、開示されることによって情報公開法5条6号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が高い文書といえ、ひいては民事訴訟法220条4号ロにいう「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」が高い文書といえるから、被告は、本件各文書について、同条4号の文書提出義務を負わない。

(35) 大阪高判平成16年6月29日金法1727号90頁 平成15年(ネ)第2531号 請負代金請求、持分払戻請求控訴事件

Xの下請業者が、Xの支払停止後破産宣告前に、Xの元請会社Yから、債権者代位権に基づき弁済を受けた場合、Yは弁済によって利益を受けた受益者ではないし、債権者代位権を行使された第三債務者が債権者に弁済をするに当たって債務者の同意を得ることが要件とはされていないから、破産管財人は、Yの下請業者への弁済をもって、Yを相手として、破産法旧72条2号の否認権を行使することはできない。

(36) 東京高決平成16年7月23日金法1727号84頁 平成16年(ラ)第595号 更生計画認可決定に対する抗告事件

ゴルフ場経営会社の再生計画について、会員債権者で会員プレー権の継続を希望する者(継続会員債権者)の間で資格保証金返還請求権の弁済につき抽選方式を採用して著しい差異を設けていること、また、一般債権者と継続会員債権者の間でも継続会員債権者を著しく有利に扱っていることから、債権者平等原則(民事再生法155条1項)に反しており同法174条2項1号所定の事由に該当するとして、再生計画を認可した原決定を取り消し、不認可決定をした事例。

(37) 名古屋高決平成16年8月16日判時1871号79頁 平成16年(ラ)第253号、小規模個人再生開始決定申立棄却決定に対する即時抗告事件

1 抗告人は、組合からの借入については、この制度が共済組合のみが利用できる内部的な互助組織からの借入であって、返済も給料から天引きされることから、組合に対する債務を裁判所に申告する必要があり、手続中に新たな借入が許されないものであるとは考えていなかったと主張するところ、抗告人作成の陳述書中には、いずれも結婚及び出産費用に充てるため組合から借り入れたもので、借入当時、組合員のみが利用できる制度であって、返済も給料から天引きされることから、組合に対する債務はサラ金や銀行等の金融機関に対するものとは異なるものであると考えていた旨の記載があり、抗告人において、前件申立ての前後を通じ、組合に対する債務につき、民事再生手続を利用してその弁済を免れる意思がなかったことは明らかである。

2 抗告人の行為は軽率というほかないが、抗告人の申立てに、再生手続を利用して債務を免れる目的があるとは認められないのであって、抗告人の本件申立てが誠実にされたものではないとまではいえず、本件は、再生手続によって債権者間の公平を図るべきである。

(38) 広島高判平成16年9月14日 高裁HP 平成16年(ラ)第85号 救助付与取消決定に対する即時抗告事件(原決定取消、申立認容)

1 訴訟救助における民法82条1項本文の資力要件について、例え申立人と同居しているとしても、申立人の成人した子ども世帯及び孫世帯の収入を合算すべきではないとされた事案。

2 「訴訟救助制度は…その本質的性格については、平等な手続の下で裁判を受ける権利を保障した憲法32条や同14条、更には…国際人権B規約14条1項の理念を表現する手段として理解し、その趣旨に沿うように解釈・運用されるべきである」。

(39) 名古屋高判平成16年11月26日 高裁HP 平成16年(ネ)第261号、同第375号 損害賠償請求控訴及び同附帯控訴事件(一部認容の原判決破棄、請求棄却)

1 裁判官が、口頭弁論の呼出手続きの欠缺を見過ごし、そのまま弁論を終結

させ翌判決日に判決を言い渡したことに對する国賠請求訴訟である。

2 「裁判官がした争訟の裁判につき国家賠償法1条1項所定の違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには…当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認めうるような特別の事情があることを必要とするというべきであり(最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36卷3号329頁参照)、…上記の法理は…手続上の措置についても、それらが裁判官の判断作用とも関連するものであり、そこに瑕疵が存したとしても上訴等で是正が予定されていることについて変わりはないことからすれば、これを除外する理由はない」

東京地判平成15年11月12日判タ1155号277頁 平成15年(ワ)第874

4号 名義株確認請求事件(却下・確定)

遺言執行者が、当該遺言書に相続人に相続させる遺産として記載されている第三者名義

の株式について、当該第三者に対して当該株式が相続人に帰属することの確認を求めて提起した訴えについて、このような遺言はその効力の発生と同時に、遺産分割手続を要しないでその対象となった遺産を相続人に取得させるものであるから、遺言執行の余地はないとして、遺言執行者の原告適格が否定された事例。

(40) 横浜地判平成16年1月29日判時1870号72頁 平成14年(ワ)3908

号 不当利得返還請求事件 認容 控訴

→法務速報38号32番で紹介済

>

(41) 東京地判平成16年4月13日金法1727号108頁 平成15年(ワ)第14161

号 否認権行使事件

商品の所有権が、当該商品の代金未払であるときはもとより、代金支払済みであっても、買主が売主に対する一切の債務を完済するまで売主に留保されるとする包括的所有権留保特約は、売買契約において目的物の所有権移転とその代金支払が対価性、牽連性を有することに着目して、当該売買契約から発生した当該目的物についての代金債権を担保するという所有権留保の本来機能を逸脱しており、かつ、商品の所有権移転時期を不明確化し買主を不安定な地位に陥れる反面、売主を不当に利する結果となること等に鑑み、民法90条の趣旨に照らし、代金未払の場合に代金完済まで商品の所有権を留保する限度では効力を認め得るが、代金支払済みの商品についてはその効力を認めることはできない。

【刑事法】

(42) 最三判平成16年7月7日判時1871号144頁 平成13年(あ)第1839号、

詐欺被告事件

1 本件各根抵当権等を放棄する対価としてA社から住管機構に支払われた金員が本件不動産の時価評価などに基づき住管機構において相当と認められた金額であり、かつ、これで債務の一部弁済を受けて本件各根抵当権等を放棄すること自体については住管機構に錯誤がなかったとしても、被告人に欺かれて本件各不動産が第三者に正規に売却されるものと誤信しなければ、住管機構が本件各根抵当権等の放棄に応じることはなかったというべきである。

2 被告人は、以上を認識した上で、真実は自己が実質的に支配するダミー会社への売却であることなどを秘し、住管機構の担当者を欺いて本件不動産を第三者に売却するものと誤信させ、住管機構をして本件各根抵当権等を放棄させてその抹消登記を了したものであるから、刑法246条2項の詐欺罪が成立するというべきである。

(43) 最三決平成16年12月21日 最高HP 平成16年(あ)第2031号 公職選

挙法違反被告事件(棄却)

衆議院議員総選挙に際し、民主党公認候補の支援組織となった労働組合の幹部らが、(1)小選挙区選出議員選挙候補者かつ比例代表選出議員選挙名簿登録届出予定者に当選を得させる目的をもって、電話により有権者に投票依頼を行ういわゆる電話戦術を実施するため、労働者派遣事業等を営む会社の支店長等に対し、届出予定者及び民主党への投票を電話依頼する要員を確保して労働組合の施設に派遣することを依頼し、その報酬として、労働組合から上記支店に金員を支払う旨の意思を表示し、あるいは、(2)同様の目的で、上記支店長等に対し、届出者及び民主党への投票を電話依頼することを依頼し、その報酬として、労働組合から上記支店に金員を支払う旨の意思を表示したという事案において、

1 投票を電話依頼する行為及びそのための要員を確保して候補者の支援組織へ派遣する行為は、いずれも選挙運動であり、当該行為に従事する会社の支店長等は選挙運動者に該当する。

2 選挙運動者である上記支店長等に対し、選挙運動の報酬として、労働組合から上記支店に金員を支払う旨の意思を表示したことは、労働組合の幹部らにおいて、上記労働組合と上記支店との間の金員支払関係という特殊の直接利害関係を利用して選挙運動者に対し誘導をしたものということができるから、公職選挙法221条1項2号の罪の成立を認めた原判断は相当とした事例。

(44) 仙台高判平成14年11月12日判タ1156号286頁 平成13年(う)第87

号現住建造物等放火未遂、器物損壊被告事件(控訴棄却)

被告人の自白については、自白に至る経過や供述の程度について明らかでなく、取調官の示唆や誘導等の可能性について疑念が残る。また、自白内容に対する客観的な裏付け捜査が確実になされておらず、検察官調書においては、警察官調書では触れられなかった重要な事項について新たに供述がなされたにもかかわらず、その説明がなされていない等の点で、その信用性に疑いがある。目撃者の各証言も、目撃した人物が被告人であることについて疑問があり、相互に整合もしない。よって、本件各公訴事実についてその証明がないとして被告人に無罪を言い渡し

た原判決に事実誤認はない。

(45) 大阪高判平成16年4月14日判タ1156号301頁 平成16年(う)第10号事件<覚せい剤取締法違反等被告事件>(控訴棄却)

(被告人がAと共謀の上、営利目的で、Bに対し、覚せい剤結晶を代金3万5000円で譲り渡した等の事案において、Aに対する判決によりAが同額の追徴金を科されている場合、被告人からこれを追徴することが二重の追徴となるか否かが問題となった事案)

Aに対する判決が確定したのは平成15年11月10日であり、被告人に対する原判決宣告時(平成15年11月20日)においては、被告人に対して、3万5000円全額の追徴が可能であったから、原判決が同額を被告人から追徴したことに違法はない。原判決が確定した場合に、被告人から追徴の執行が可能であるのは、Aから納付された金額を控除した額にとどまるが、これは裁判の執行の問題であって、原判決の主文に影響する問題ではない。

(46) 東京高判平成16年3月29日判タ1155号118頁 平成16年(て)第20号 逃亡犯罪人引渡審査請求事件(引渡不可・確定)

一法務速報39号73番にて紹介済み

>

(47) 広島高判平成16年9月21日 高裁HP 平成15年(う)第203号 商法違反被告事件(控訴棄却)

1 商法違反(特別背任)被告事件について、A会社の代表取締役副社長として、会社の業務全般を統括管理していた被告人が、同人が代表取締役を務めるB会社から購入した商品の買取りを、A社からB社への正当な財務支援行為とは認めず、被告人に懲役2年6月執行猶予4年を言い渡した原審判決を維持した事案。

2 A社の経営が悪化の一方であるのに対し、B社の経営は当面の資金繰りに困難を来すようなものではなかったこと、本件買取りが、A社は多額の負担をする一方でB社は何ら負担をしないという通常の親子会社間における財政援助とは異なるものであること、から財務支援行為の相当性が否定されている。

(48) 広島高岡山支判平成16年9月22日 高裁HP 平成16年(う)第78号 麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件(原判決破棄、無罪)

1 向精神薬取締法違反被告事件について、錠剤をホステスに服用させる際、被告人が本件錠剤に麻薬が含まれていることを未必的に認識していたと推認することは相当でないとし、原判決を破棄した上、無罪を言い渡した事例

2 被告人は、「女性用興奮剤」を譲り受け、上記ホステスに服用させたのもその錠剤であると主張していたところ、原判決は両者の同一性に疑義を呈したのに対し、本判決は両者の同一性を肯定した。両判決とも、被告人の言動から「麻薬を含む身体に有害で違法な薬物であるかもしれないが、それでも良いという認識」の有無を検討しているが、被告人が「女性用興奮剤」を服用させたと認識していたことを前提とするか否かが、その言動の合理性を判断する上で大きな役割を果たしている。

(49) 広島高判平成16年9月28日 高裁HP 平成16年(う)第77号 業務上過失傷害被告事件(無罪の原判決破棄、罰金10万円)

1 業務上過失傷害被告事件について、本件衝突事故により被害者に加療約4週間を要する中心性頸髄不全損傷の傷害を負わせたことを否定した原判決は、証拠評価を誤った事実誤認があるとして破棄した上、罰金10万円を言い渡した事例。

2 争点は、被害者の傷害に関する立証の成否である。原判決と本判決とは、被害者の愁訴に関する評価(信用性の判断手法)、医師の他覚的所見の有無、事故の衝突の程度(傷害を負う蓋然性)、事故前の被害者の健康状態に関する証拠の有無、の各点について見解を異にした。

(50) 広島高判平成16年10月12日 高裁HP 平成16年(う)第101号 業務上過失傷害、強要、恐喝未遂被告事件(業過傷害事件について無罪の原審破棄、同事件についても有罪)

1 業務上過失傷害、強要、恐喝未遂被告事件について、業務上過失傷害被告事件に関して、被告人が本件事故の際に本件自動車を運転していたことに合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した原判決には、証拠評価を誤った事実誤認があるとして破棄した上、実刑を言い渡した事例。なお、弁護人は強要・恐喝未遂事件についても無罪主張をしているが、この点は原審控訴審を通じ排斥されている。

2 業過傷害事件に関する争点は、事故発生当時被告人は運転していたのか助手席に座っていたのかである。この点、原判決と本判決とは、同乗者の意図的な虚偽を含む供述の信用性について正反対の評価となった上、被告人が運転席にいたことを示す間接事実等についても評価を異にしたが、これは大きく、上記同乗者の供述の信用性評価に影響されたと見られる。

(51) 広島高判(岡山支部)平成16年10月13日 高裁HP 平成16年(う)第82号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件(控訴棄却)

1 廃棄物処理法違反(不法投棄)の事案である。

2 投棄日時について、起訴状では「共謀の上…12月24日ころから同月25日ころ」とされていたにもかかわらず、原判決が「12月22日ころから同月25日ころ」と認定した点について、訴訟の経過に鑑み投棄の始期が共謀成立時点と重大な関係を持つことから、原判決の認定は共謀の成立に関し被告人が争う機会を奪う違法があると非難しながらも、起訴状どおりの事実認定が可能であるから、結果として訴因変更は不要であったとして、判決に影響を及ぼす違法を否定した。

3 共謀の事実がないとの主張について、自白から否認に転じた被告人の供述の変遷に合理的説明がないこと、被告人は投棄の実行者と密接重大な利害関係があり共謀の動機があることなどを指摘し、排斥している。

(52) 千葉地松戸支判平成15年10月6日判タ1155号304頁 平成14年(わ)第526号 危険運転致死被告事件(有罪・確定)

忘年会で飲酒をし、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にありながら、普通乗用自動車の時速50ないし55キロメートルで運転し、歩行中であった5名の被害者に自車を衝突させて5名全員を死亡させたという危険運転致死罪の事案において、被告人に懲役15年が言い渡された。

(53) 大阪地判平成16年3月9日判タ1155号185頁 平成14年(ワ)第12008号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

→法務速報41号41番にて紹介済み
>

【公法】

(54) 最一判平成16年3月25日判時1871号22頁 平成14年(行ヒ)第154号、免職処分取消請求事件

→法務速報36号39番で紹介済み
>

(55) 最一判平成16年4月26日判タ1152号112頁 平成15年(行ヒ)第206号食品衛生法違反処分取消請求事件(原判決破棄・第1審破棄・差戻)

→法務速報37号34番にて紹介済(最高裁HP)
>

(56) 最一判平成16年6月24日判時1872号46頁 平成11年(行ヒ)第44号

源泉所得税納税告知処分取消等請求事件
→法務速報39号53番で紹介済み。

(57) 最三判平成16年7月13日判時1872号32頁 平成12年(行ヒ)第96号・97号

損害賠償請求事件
→法務速報39号57番で紹介済み。

(58) 最三判平成16年7月13日判時1874号58頁 平成12年(行ヒ)第32号～34号、法人税更正処分等取消請求事件

1 第一相研(法人でない社団、無限連鎖講の運営)の定款の成立過程及び備付け状況に照らし定款の効力に疑義があることが明らかであるとは言えず、定款の規定の文言のみをもって下院の要件が不明確であると即断することはできない以上、内村が終身理事及び会長である旨の定款の定めがあったが、これを変更する子と事実上の父との間には定款上可能であったし、又、会員総会、支部大会及び理事会が一見してその機能をはたしていなかったと断定することはできない。

2 そうすると、外形的事実に着目する限りにおいては、第一相研は、意思決定機関としての会員総会、業務執行機関ないし代表機関としての理事会ないし会長が置かれるなど団体としての組織を備え、会員総会が支部において選出された会員代表の多数決によって行われるなど多数決の原則が行われ、定款の規定上は構成員である会員の変更にかかわらず団体として存続するとされ、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているようにみえるというべきである。したがって、課税庁において第一相研が法人でない社団の要件を具備すると認定したことには、それなりの合理的な理由が認められるのであって、仮にその認定に誤りがあるとしても、誤認であることが本件各更正の成立の当初から外形上、客観的に明白であるということとはできない。

3 また、仮に本件各更正に課税要件の根幹についての誤認があるとしても、前記事実関係によれば、内村は、税務対策等の観点から講事業の社団化を図り、自ら、第一相研の定款の作成にかかわり、発起人会、会員総会及び理事会を開催し、第一相研に所得が帰属するとして法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の申告をし、申告に係るこれらの税を納付して、高額な所得税の負担を免れたというのである。

4 そうすると、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請をしんしゃくしても、なお、不服申し立て期間の徒過による不可争の効果の発生を理由として内村に本件各更正による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合に該当するということもできない。

5 以上によれば、本件各更正が当然無効であるということとはできない。

(59) 最三判平成16年7月20日判時1873号123頁 平成11年(行ヒ)169号

所得税更正処分取消等請求事件 破棄自判
→法務速報40号26番で紹介済
>

(60) 最三判平成16年9月7日判時1874号52頁 平成10年(行ツ)第77号、法人税更正処分等取消請求事件

1 上告人(税務署)は、被上告人(会社)が代表者に対して本件貸付金に対する利息相当額の経済的利益を供与したものとし、これが被上告人の代表者に対する給与等(役員報酬)の支払に当たるものとして本件納税告知及び本件賦課決定をしたというのであり、その実質は、被上告人が代表者に代わって本件支払利息を支払ったことにより代表者が被上告人から受けた同額の給与等(賞与)に当たる経済的利益のうち本件貸付金に対する利息相当額の限度で被上告人に対し源泉徴収税の納税義務の履行を請求するにとどめたものというべきである。

2 本件納税告知の前提となる源泉所得税の納税義務は被上告人が代表者に代

わって本件支払利息を支払った時点で成立し、同時に納付すべき税額も自動的に確定していたのであり、その内容は、原審が判断したとおりであって、被上告人には自明のことであったというべきところ、納税の告知は前記のとおり書式が定められた納税告知書をもってさえるのであり、本件納税告知書については、上告人が本件納税告知により被上告人に対して納税義務の履行として実際に請求した金額は、上記のとおり納税義務が客観的に成立し税額が自動的に確定していた源泉所得税の金額に包含されるものである以上、納税告知書に記載された所得の種類に食い違いはみられない。

3 以上の事実関係の下においては、本件納税告知及び本件賦課決定は、被上告人が本件支払利息を支払った年月及びその額が一致する限度で適法であるというべきである。

(61) 最二判平成16年9月10日判時1874号65頁 平成13年(行ヒ)第118号、公文書非開示処分取消請求事件

1 取りまとめ文書は、県各課等が旅費の執行の適否につき調査した結果を整理してまとめたものであり、県各課等において管理されているものであるところ、本件報告書は、取りまとめ文書を基礎として作成されたものであり、決済の対象とされ、その手続終了後に公表されたというのである。

2 仮に、本件条例2条1項の「決済または供覧の手続終了後」という要件が、原審の判示するとおり、決済等の手続を予定していない文書を公開の対象から排除する趣旨のものであると解するとしても、取りまとめ文書は、上記のとおり旅費調査委員会が作成した本件報告書の基礎となったものであるから、それ自体についての決済等の手続が予定されているかどうかはともかくとして、本件報告書について決済の手続が予定されていたことからすると、決済の対象となるものと同視すべきであり、同手続が終了した以上、本件条例により公開の対象となる文書に当たると解するのが相当である。

(62) 最二判平成16年12月24日 最高HP平成12年(行ツ)第209号、平成12年(行ヒ)第206号 規制対象事業場認定処分取消請求事件(破棄差戻し)

三重県北牟婁郡紀伊長島町において、地下水を使用する産業廃棄物中間処理施設の設置計画がもちあがったところ、町長が、紀伊長島町水道水源保護条例(平成6年紀伊長島町条例第6号)に基づき、同処理施設を水源保護地域において設置が禁止される規制対象事業場と認定する旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたため、設置予定者が町長に対し、本件処分の取消しを求めた事案において、本件処分は、設置予定者と十分な協議を尽くし、設置予定者に対して地下水使用量の限定を促すなどして予定取水量を水源保護の目的にかなう適正なものに改めるよう適切な指導をし、設置予定者の地位を不当に害することのないよう配慮すべき義務に違反してされた場合には違法となるとして、本件処分を適法とした原判決を破棄し差戻した事例。

(63) 最二判平成16年12月24日 最高HP平成14年(行ヒ)第147号 法人税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

1 法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには当該金銭債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかでなければならぬところ、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。

2 住宅金融専門会社の設立母体銀行が、同社の経営が破たんしたため放棄した同社に対する約3760億円の貸付債権につき、母体銀行が貸付債権について非母体金融機関に対して債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、当時社会通念上不可能となっており、当時の同社の資産等の状況からすると、貸付債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたとして損金に算入されるとした事例。

(64) 最二判平成17年1月17日 最高HP平成14年(行ヒ)第103号 過少申告加算税賦課処分取消等請求事件(破棄差戻し)

1 国税の更正、決定等の期間制限について定める国税通則法70条5項は、その文理及び立法趣旨にかんがみれば、納税者本人が偽りその他不正の行為を行った場合に限らず、納税者から申告の委任を受けた者が偽りその他不正の行為を行い、これにより納税者が税額の全部又は一部を免れた場合にも適用される。

2 納税者が、土地の譲渡所得に関し、税理士から、納税者が実際には出費せず出費した旨も述べていない経費を記載したメモを示されながら、約2600万円の税額を1800万円に減少させることができる旨の説明を受けて、税理士に対し所得税の申告を委任し、納税資金等を交付したのであれば、納税者は、税理士が架空経費の計上等の違法な手段により税額を減少させようと企図していることを了知していたとみることができるから、特段の事情のない限り、納税者は税理士が本件土地の譲渡所得につき架空経費を計上するなど事実を隠ぺいし、又は仮装することを容認していたと推認するのが相当であるとして、国税通則法68条1項の重加算税の対象となるとし、これを否定した原審の認定に経験則違反の違法があるとした事例。

(65) 東京高判平成15年2月18日判タ1156号135頁 平成14年(行コ)第42難民不認定処分取消請求控訴事件(控訴棄却)

→法務速報31号40番(判例時報)にて紹介済

>

(66) 大阪高判平成15年6月27日判タ1155号202頁 平成14年(行コ)第

94号 所得税更正処分取消等請求控訴事件（控訴棄却・確定）

X所有の土地（本件譲渡土地）とAら所有の土地（本件取得土地）とを交換したことに対する所得税について、Xが所得税法58条（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）1項の適用があるとして申告したのに対し、Y（堺税務署長）が、本件交換は、社会福祉法人の設立のために必ず取得しなければならない本件取得土地を同法人に譲渡する目的で、同法人の設立を必ずしななければならないことを行われたものであることから、同項の要件の1つである「交換取得資産を交換譲渡資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合」を満たさないとし、課税処分を行ったことについて、Xの本件取得土地の保有は、社会福祉法人への譲渡（寄付）を予定したものであるけれども、Xは地元住民の反対によりその場所での計画を断念したものの本件譲渡土地も本件取得土地と全く同様に、社会福祉法人を設立しこれに寄附して特別養護老人ホームの敷地にするために取得して保有していたものであり、Xにとって本件交換は、特別養護老人ホームの用地を保有する状態に何らの変動ももたらさずのもではなく、実際に本件取得土地が本件交換後Xの意図どおりに特別養護老人ホームの敷地として利用されていることなどからすれば、実質的には本件譲渡土地を本件交換前の本件譲渡土地と同様に、社会福祉法人の敷地として利用したものとみることができるといふべきで、例外的に同条の「同一の用途に供した場合」に該当するものと解するのが相当であると判示し、本件交換につき同条の適用が認められた。

(67) 広島高判平成16年9月22日 高裁HP 平成16年（行コ）第3号 損害

賠償代位請求控訴事件（控訴棄却）

地方税法及び市税条例に基づき特別徴収義務者が徴収・納付すべき入湯税につき、市が免除規定によらずに賦課徴収をしなかったことについて市長に故意過失があるとしてされた住民訴訟において、怠る事実の終了後1年を経過した後に監査請求がされたことなどを理由に訴えの一部が却下され、その他の部分についても市長には故意過失は認められないとされた事例

(68) 札幌高判平成16年3月30日判タ1152号145頁 平成15年（行コ）第

19号懲戒処分取消請求控訴事件（原判決破棄・続行命令取消・差戻）

本件訴訟は、本件処分をした北海道郵政局長を被告として提起され、審理がなされていたが、平成15年4月1日に日本郵政公社法が施行され、日本郵政公社が成立したことにより、郵政事業庁は廃止され、それに伴い同庁の機関であった北海道郵政局長も廃止され、被告ではなくなった。原審は、訴訟が中断したものととして日本郵政公社北海道支社長に対して訴訟手続きの続行を命じ（本件続行命令）、日本郵政公社北海道支社長を被告として原判決を言い渡した。しかし、本件訴訟は、日本郵政公社法施行法22条により、日本郵政公社が被告として訴訟を承継すべきものであり、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法124条2項により本件訴訟は中断しない。

【社会法】

(69) 最二判平成16年7月12日判時1872号116頁 平成15年（行ヒ）第109

号 不当労働行為棄却等命令取消請求事件

→法務速報39号78番で紹介済み。

(70) 東京地判平成16年1月21日判タ1155号226頁 平成15年（ワ）第7

240号 建物明渡請求事件（請求棄却・確定）

芝浦工大労働組合事務所明渡請求事件

大学が労働協約で大学教職員組合に対して、キャンパス内の建物の一部を貸し渡した契約は、民法上の使用貸借契約であり、その使用目的については、組合結成の経緯、組合事務所貸与の経緯、明け渡し交渉の経過等から、「教職員組合の組合活動の本拠として組合の維持・運営」の目的であると認定された事例。

【その他】

(71) 東京高判平成16年5月26日判タ1152号131頁 平成16年（ネ）第852

号発信者情報開示請求控訴事件（控訴棄却）

（WinM Xプログラム<自己のパソコンの記憶装置に置いた電子ファイルを不特定多数者に公開し、相手方の求めに応じて配布することができ、その一方で同様にWinM Xプログラムが作動している他社のパソコンの記憶装置に置かれた電子ファイルを検索し、ブラウザー機能により、どのような公開ファイルがあるかを閲覧することができ、所望のファイルを受信可能とするソフトウェア>を用いた方法でインターネットを介しておこなわれた情報の流通によって自己のプライバシー権を侵害されたと主張して、当該情報の流通に当たり発信者側のコンピュータとインターネットとの間の通信を媒介したインターネット・サービス・プロバイダ事業者に対して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、プロバイダ責任制限法）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案）

プロバイダ責任制限法4条1項にいう「開示関係役務提供者」には、WinM Xプログラムによる送信側ユーザーと受信側ユーザーの1対1通信における送信側経由プロバイダも含まれ、発信者情報開示請求の対象者となる。

2. 1月の成立法令一覧

・成立法令はありません

3. 1月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・門口正人・西岡清一郎・大竹たかし編 青林書院 544頁 5775円
新・裁判実務体系21 会社更生法・民事再生法
- ・潮見佳男 有斐閣 490頁 8400円
契約法理の現代化
- ・経営法友会法務マニュアル作成委員会編 商事法務 193頁 3150円
別冊NBL 95 新債権管理マニュアル〔増補第4版〕
- ・川井 健・田尾桃二編 商事法務 758頁 9450円
転換期の取引法 取引法判例10年の軌跡
- ・西口 元他編 青林書院 416頁 4095円
新・青林法律相談 11 フランチャイズ契約の法律相談
- ・山下友信 有斐閣 700頁 6300円
保 険 法
- ・日本弁護士連合会倒産法制検討委員会編 商事法務 401頁 3780円
要点解説 新破産法
- ・今井 宏監 成毛文之著 商事法務 336頁 3990円
株主総会・取締役会・監査役会議事録作成マニュアル〔新訂第3版〕
- ・田頭章一 有斐閣 380頁 6090円
企業倒産処理法の理論的課題
- ・中央三井信託銀行証券代行部編 商事法務 440頁 3990円
新規公開のための株式実務〔新訂第2版〕
- ・小島奈津子 信山社出版 338頁 10500円
贈与契約の類型化
- ・丹野 達 酒井書店 440頁 6090円
民事法拾遺

4. 1月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・高林 龍監 安藤和宏・今村哲也訳 雄松堂出版 450頁 18900円
英和对訳 アメリカ著作権法とその実務
- ・岡林久道 商事法務 550頁 5040円
個人情報保護法
- ・堀部政男監 鈴木正朝著 商事法務 452頁 3990円
個人情報保護法とコンプライアンス・プログラム 個人情報保護法とJISQ
15001:1999
- ・高橋 保 ミネルヴァ書房 440頁 3675円
雇用の政策と法
- ・藤本哲也編著 中央大学出版部 496頁 6300円
日本比較法研究所研究叢書 67 諸外国の修復的司法
- ・知的財産研究所編 雄松堂出版 380頁 6300円
知的財産ライセンス契約の保護 ライセンサーの破産の場合を中心に
- ・牧野利秋・飯村敏明編 青林書院 582頁 6090円
新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法
- ・萩野昌志編著 晃洋書房 340頁 5040円
日本の裁判所 司法行政の歴史的研究

- ・小島武司他著 有斐閣 350頁 5250円
法曹倫理
- ・吉田裕清 中央大学出版部 200頁 1890円
翻訳語としての日本法律用語 原語の背景と欧州的人間観の探求 . . . ★
- ・山下友信編著 有斐閣 320頁 7350円
高度道路交通システム (ITS) と法
- ・平田 厚編 青林書院 378頁 3570円
新・青林法律相談 13 高齢者の生活・福祉の法律相談
- ・森山 満 商事法務 206頁 2310円
顧客情報漏えいの予防プログラム
- ・高桑 昭 有斐閣 390頁 6300円
国際取引における統一私法と国際私法
- ・特許庁編 商事法務 189頁 1575円
別冊NBL 96 新職務発明制度における手続事例集
- ・高橋利雄 税務経理協会 344頁 3570円
わが国の税制改革の経緯と租税論の展開
- ・豊沢豊雄 実業之日本社 192頁 1470円
新版 著作権の取り方・生かし方 . . . ★

5. 発刊書籍<解説>

・翻訳語としての日本法律用語 原語の背景と欧州的人間観の探求
明治以降の我が国の法がドイツ・フランス法の影響を多大に受けていることは周知の事実であるが、そうした我が国の法律用語の難解性と実際の社会生活用語との乖離性について考察する機会には実務家や研究者であっても意外に少ない。そうした法律用語の派生について、特に基本的な用語を中心に歴史的経緯と欧州人との法意識の相違について述べている。読物的な要素は強いが平易に過ぎることはないため、普段実務的にのみ法律に携わる方にもお勧めしたい。

・新版 著作権の取り方・生かし方
知的財産実務の大家である著者による近年の著作権ビジネスを題材としたビジネス書。著作権問題についての法的論点や訴訟問題について書かれたものではないが、著作権登録申請書の記載方等、実務に直結する章も設けられている。職務発明に関する発明者と企業の訴訟事件が多発する中で、特許権に代わる著作権の重要性について述べられている点も目新しい。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
